

厚生労働省令第六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二條、第三条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十五年五月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。